資　　料

資　料

1　環境指標一覧表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 74

2　計画策定経過・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 76

3　高松市環境審議会委員名簿・・・・・・・・・・・・・・・・・ 77

4　高松市環境基本条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 78

5　「高松市の環境に関する市民・事業所アンケート」

結果概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・82

6　用語解説一覧・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・104

1　環　境　指　標　一　覧　表

No.	施　策　の　柱	指　標　名	現　況 (H18)	目　標 (H27)
11	水環境の保全	汚水処理人口普及率	75.9%	88.0%
		合併処理浄化槽補助件数	12,369 件	23,535 件
		公共用水域の環境基準達成率		
		・河川のＢＯＤ値	58%	67%
		・海域のＣＯＤ値	100%	100%
12	大気環境の保全	大気に係る環境基準達成率		
		・二酸化いおう	100%	100%
		・二酸化窒素	100%	100%
		・一酸化炭素	100%	100%
		・浮遊粒子状物質	43%	100%
		・ベンゼン	100%	100%
		・トリクロロエチレン	100%	100%
		・テトラクロロエチレン	100%	100%
		・ジクロロメタン	100%	100%
		・光化学オキシダント	0%	100%
		公共交通機関利用者数	57,818 人／日	62,000 人／日
13	騒音・振動・悪臭の防止と化学物質対策の推進	騒音に係る環境基準達成率		
		・一般地域（昼夜全日）	80%	100%
		・道路に面する地域（昼夜全日）	99.2%	100%
		ダイオキシン類の環境基準達成率		
		・大気	100%	100%
		・公共用水域	100%	100%
		・公共用水域底質	100%	100%
		・地下水質	100%	100%
21	自然環境の保全と創造	分収造林事業による間伐枝打ち面積	401 ha	700 ha
		中山間地域等集落協定数	67 件	現状維持
22	身近な自然とのふれあいの充実	市民農園総開設面積	63,819 ㎡	77,300 ㎡
		子ども農園設置数	14 か所	17 か所

No.	施策の柱	指標名	現況（H18）	目標（H27）
31	快適な歩行・自転車利用空間の創造	レンタサイクルの利用件数	265,000 件/年	286,000 件/年
		自転車等駐車場の整備数	60 か所	66 か所
32	身近な緑の保全と創造	市民一人当たり都市公園面積	6.5 ㎡／人	7.0 ㎡／人
		公園愛護会の団体数	135 団体	155 団体
		歩道透水性舗装整備延長	8,903m	13,551m
33	景観・歴史文化の保全	「たかまつマイロード」事業参加団体数	36 団体	126 団体
		文化財指定件数（有形・無形）	142 件	160 件
		ふるさと探訪等文化財学習会の参加者数	975 人／年	1,200 人／年
41	廃棄物の減量と適正処理の推進	ごみ排出量	170,740 t /年	162,000 t /年
		再生利用量	37,902 t /年	40,000 t /年
		一人一日当たりの家庭ごみ排出量（資源ごみを除く）	464 g／人・日	450 g／人・日
		最終処分量	19,310 t /年	17,000 t /年
		不適正な保管等の量	24,355 t	19,000 t 以下
		不法投棄撲滅クリーン作戦の参加者数	5,670 人／年	6,800 人／年
42	水資源の確保と水の有効利用	一人一日当たりの平均水道使用量	321ℓ／人・日	312ℓ／人・日
		下水処理再生水利用施設数	52 施設	70 施設
51	地球温暖化の防止	本市域の温室効果ガス排出量	3,545.4 千ｔ - CO２（平成 15 年度）	3,332.7 千ｔ - CO２（6%　削減）
		市有施設の太陽光発電システム導入施設数	8 施設	12 施設
61	環境にやさしい人材の育成	環境リーダーの養成人数	127 人	200 人
		「こどもエコクラブ」登録クラブ数	7 団体／年	10 団体／年
		「チャレンジ!グリーン活動」参加学校数	11 校／年	15 校／年

２　計画策定経過

年　月　日	会　議　等	内　　容
平成18年６月27日	政策会議	環境基本計画の改定について
８月28日 ～ ９月11日	高松市の環境に関する市民・事業所アンケートの実施	市　民　　回収 1,040 票（回収率 52.0%） 事業所　　回収　 278 票（回収率 55.6%）
平成19年２月13日	市議会経済環境調査会	環境基本計画の改定について
２月27日	環境問題庁内連絡会議幹事会	環境基本計画の改定について
３月26日	環境問題庁内連絡会議	環境基本計画の改定について
３月28日	環境審議会	環境基本計画の改定について
10月１日	環境問題庁内連絡会議幹事会	環境基本計画（素案）について
11月２日	環境問題庁内連絡会議	環境基本計画（素案）について
11月16日	環境審議会	環境基本計画の改定（案）について（諮問） 環境基本計画（素案）について
11月27日	市議会経済環境調査会	環境基本計画の改定について
12月17日 ～ 平成20年１月17日	パブリックコメントの実施	環境基本計画（素案）についての意見募集
２月21日	環境審議会	環境基本計画（案）について
２月28日	環境審議会	環境基本計画について（答申）

3　高松市環境審議会委員名簿

区　分	氏　名	役　職　等
会　長	小松　昭夫	香川地理学会副会長
副会長	平木　あつ子	高松市婦人団体連絡協議会役員
委　員	泉川　誉夫	株式会社四国新聞社編集局次長
	伊藤　雅啓	香川県弁護士会所属弁護士
	片山　仁子	香川県地球温暖化防止活動推進員
	勝浦　敬子	公募
	河﨑　素子	公募
	木村　昭代	社団法人香川県薬剤師会理事
	角田　富雄	高松商工会議所常務理事
	羽佐古　容子	香川県消費生活センター 消費生活相談員
	三野　進	社団法人高松市医師会理事
	森　道哉	香川大学法学部准教授
	森　光里	高松市立古高松小学校校長
	森井　隆三	香川生物学会評議員

（平成２０年３月１日現在）

４　高松市環境基本条例

平成８年３月27日
条例第20号

目次

第１章　総則（第１条―第６条）
第２章　環境の保全および創造に関する施策の基本方針等（第７条―第９条）
第３章　環境の保全および創造に関する施策等（第10条―第19条）
第４章　雑則（第20条）
附則

第１章　総則

（目的）

第１条　この条例は，環境の保全および創造について基本理念を定め，ならびに市，事業者および市民の責務を明らかにするとともに，環境の保全および創造に関する施策の基本となる事項を定めることにより，これに基づく施策を総合的かつ計画的に推進し，もって現在および将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

（定義）

第２条　この条例において，次の各号に掲げる用語の意義は，当該各号に定めるところによる。

（１）　環境への負荷　人の活動により環境に加えられる影響であって，環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。

（２）　公害　環境の保全上の支障のうち，事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染，水質の汚濁（水質以外の水の状態または水底の底質が悪化することを含む。），土壌の汚染，騒音，振動，地盤の沈下および悪臭によって，人の健康または生活環境（人の生活に密接な関係のある財産ならびに人の生活に密接な関係のある動植物およびその生育環境を含む。第７条第１号において同じ。）に係る被害が生ずることをいう。

（３）　地球環境保全　人の活動による地球全体の温暖化またはオゾン層の破壊の進行，海洋の汚染，野生生物の種の減少その他の地球の全体またはその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって，人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。

（基本理念）

第３条　環境の保全および創造は，市民が自然と共生し，健康で安全かつ快適な生活を営む上で必要とする恵み豊かな環境を確保し，これを将来の世代に継承していくことを目的として行われなければならない。

２　環境の保全および創造は，循環を基調とする環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な社会を構築することを目的として，すべての者の自主的かつ積極的な取組によって行われなければならない。

3　環境の保全は，地域の環境が地球全体の環境と深くかかわっていることにかんがみ，地球環境保全に資するように積極的に行われなければならない。

（市の責務）

第４条　市は，前条に規定する環境の保全および創造についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり，環境の保全および創造に関し，本市の自然的社会的条件に応じた基本的かつ総合的な施策を策定し，およびこれを実施する責務を有する。

（事業者の責務）

第５条　事業者は，基本理念にのっとり，その事業活動を行うに当たっては，これに伴って生ずるばい煙，汚水，廃棄物等の処理その他の公害を防止し，または自然環境を適正に保全するために必要な措置を講じなければならない。

2　前項に定めるもののほか，事業者は，基本理念にのっとり，その事業活動に関し，これに伴う環境への負荷の低減その他の環境の保全および創造に自ら進んで努めるとともに，市が実施する環境の保全および創造に関する施策に協力する責務を有する。

（市民の責務）

第６条　市民は，基本理念にのっとり，その日常生活において，環境への負荷の低減ならびに環境の保全および創造に自ら努めるとともに，市が実施する環境の保全および創造に関する施策に協力する責務を有する。

第２章　環境の保全および創造に関する施策の基本方針等

（施策の基本方針）

第７条　市は，基本理念にのっとり，環境の保全および創造に関する施策を策定し，および実施するに当たっては，次に掲げる基本方針に基づき，総合的かつ計画的に推進するものとする。

（１）　大気，水，土壌等を良好な状態に保持することにより，市民の健康を保護し，および生活環境を保全すること。

（２）　生態系の多様性の確保，野生生物の種の保存その他の生物の多様性の確保を図るとともに，森林，農地，水辺地等における多様で恵み豊かな自然環境の保全を図ること。

（３）　緑の創出，清らかな水環境の形成，地域の個性を活かした美しい景観の形成および歴史的文化的遺産と一体をなす環境の保全を図り，潤いとやすらぎのある快適な環境を創造すること。

（４）　廃棄物の減量，エネルギーの有効な利用，資源の循環的な利用等の推進により，環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な社会を構築すること。

（５）　地球の温暖化の防止，オゾン層の保護等の推進を図り，地球環境保全に資する社会を創造すること。

（環境基本計画）

第８条　市長は，環境の保全および創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため，高松市環境基本計画（以下この条において「環境基本計画」という。）を策定しなければならない。

２　環境基本計画には，次に掲げる事項を定めるものとする。

（１）　環境の保全および創造に関する施策の大綱および長期的な目標

（２）　前号に掲げるもののほか，環境の保全および創造に関する施策を推進するために必要な事項

３　市長は，環境基本計画を策定するに当たっては，その基本的な事項について，あらかじめ，高松市環境審議会条例（平成７年高松市条例第37号）に定める高松市環境審議会の意見を聴かなければならない。

４　市長は，環境基本計画を策定したときは，速やかにこれを公表しなければならない。

５　前２項の規定は，環境基本計画の変更について準用する。

（環境白書）

第９条　市長は，市民に対し環境の状況ならびに市が環境の保全および創造に関して講じた施策の実施状況等を明らかにするため，毎年度環境白書を作成し，公表しなければならない。

第３章　環境の保全および創造に関する施策等

（施策の策定等に当たっての配慮）

第10条　市は，環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し，および実施するに当たっては，環境の保全について十分配慮しなければならない。

（規制の措置）

第11条　市は，公害の原因となる行為に関し，公害を防止するために必要な規制の措置を講じなければならない。

２　前項に定めるもののほか，市は，環境の保全上の支障を防止するために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（施設の整備その他の事業の推進）

第12条　市は，緩衝地帯その他の環境の保全上の支障を防止するための公共的施設の整備および汚泥のしゅんせつその他の環境の保全上の支障の防止のための事業を推進するため，必要な措置を講ずるものとする。

２　市は，下水道，廃棄物の公共的な処理施設その他の環境の保全上の支障の防止に資する公共的施設の整備および森林の整備その他の環境の保全上の支障の防止に資する事業を推進するため，必要な措置を講ずるものとする。

３　市は，公園，緑地その他の公共的施設の整備その他の自然環境の適正な整備および健全な利用のための事業を推進するため，必要な措置を講ずるものとする。

４　市は，前２項に規定する公共的施設の適切な利用を促進するための措置その他のこれらの施設に係る環境の保全上の効果が増進されるための必要な措置を講ずるものとする。

（資源の循環的な利用等の推進）

第13条　市は，環境への負荷の低減を図るため，廃棄物の減量，エネルギーの有効な利用，資源の循環的な利用等が推進されるよう必要な措置を講ずるように努めるものとする。

２　市は，本市の気候等の自然的条件にかんがみ，前項の必要な措置のうち，下水処理水の再利用，雨水の利用その他の水の循環的または有効的な利用のための措置について，積極的な推進に努めるものとする。

（教育および学習の振興等）

第14条　市は，環境の保全および創造に関する教育および学習の振興ならびに環境の保全および創造に関する広報活動の充実により，事業者および市民が環境の保全および創造についての理解を深め，環境への負荷の低減に自ら努めるとともに，これらの者の環境の保全および創造に資する活動を行う意欲が増進されるようにするため，必要な措置を講ずるものとする。

（自発的な活動の支援）

第15条　市は，事業者，市民またはこれらの者が組織する民間の団体（以下「民間団体等」という。）の環境の保全および創造に資する自発的な活動が促進されるように，指導，助言その他の必要な支援の措置を講ずるものとする。

（情報の提供）

第16条　市は，第14条の環境の保全および創造に関する教育および学習の振興ならびに前条の民間団体等の自発的な環境の保全および創造に関する活動の促進に資するため，個人および法人の権利利益の保護に配慮しつつ，環境の状況その他の環境の保全および創造に関する必要な情報を適切に提供するよう努めるものとする。

（調査の実施等）

第17条　市は，環境の状況を把握し，ならびに環境の保全および創造に関する施策を適正に実施するために必要な調査を行うとともに，監視等の体制を整備するものとする。

（地球環境保全に資する行動指針の策定等）

第18条　市は，市および民間団体等がそれぞれの役割に応じて地球環境保全に資するよう行動するための指針を定め，その普及および啓発に努めるとともに，これに基づく行動を推進するものとする。

（国および他の地方公共団体との協力等）

第19条　市は，環境の保全および創造に係る広域的な取組を必要とする施策については，国および他の地方公共団体と協力して推進するよう努めるものとする。

２　市は，民間団体等とともに，環境の保全および創造に関する施策を積極的に推進するための体制を整備するものとする。

第４章　雑則

（委任）

第20条　この条例に定めるもののほか，必要な事項は，市長が定める。

附　則

この条例は，平成８年４月１日から施行する。

５　「高松市の環境に関する市民・事業所アンケート」結果概要

１　調査の目的

本調査は，市政への市民参加の一環として，広く市民・事業所の環境に対する様々な意見等を把握するために実施しました。

２　調査の対象

(1)　市民アンケート

住民基本台帳から無作為に抽出した 18 歳以上の市民 2,000 人を対象としました。

(2)　事業所アンケート

高松商工名鑑，四国経済産業局の第１種・第２種エネルギー管理指定工場リストなどから抽出した市内の 500 業所を対象としました。

３　調査の実施期間

市民アンケート，事業所アンケートともに

①　配布：平成 18 年８月 28 日（月）
②　回収：平成 18 年９月 11 日（月）まで
③　配布および回収の方法：郵送

４　配布・回収票数，回収率

	配布票数（A）	回収票数（B）	回収率（B／A）
市民アンケート	2,000 票	1,040 票	52.0%
事業所アンケート	500 票	278 票	55.6%

調査の結果

市民アンケート

1　回答者の属性

1－1　年齢

回答者の年齢は「70歳代以上」が最も多く23.1%，次いで「50歳代」20.8%，「60歳代」18.3%となっています。

Nとは有効回答票数のことです（以下同じ。）。

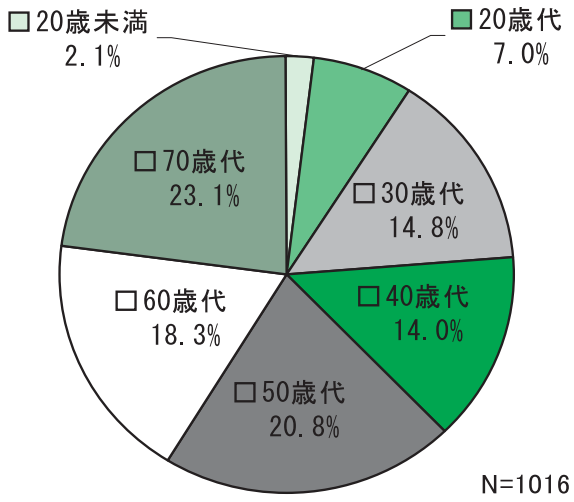

1－2　性別

回答者の性別は，「男性」39.7%，「女性」60.3%となっています。

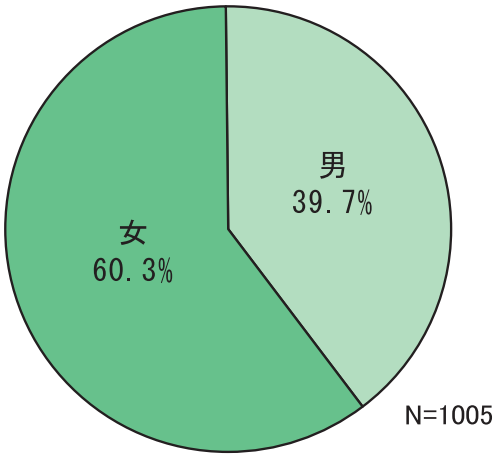

２　設問別回答結果

２－１　環境についての関心度

環境についての関心度として，「大いに関心がある」，「関心がある」と回答した割合は，全ての項目で約８割以上となっています。「緑の空間」が最も多く，次いで「ごみの減量・資源化」，「美しい景観」となっています。

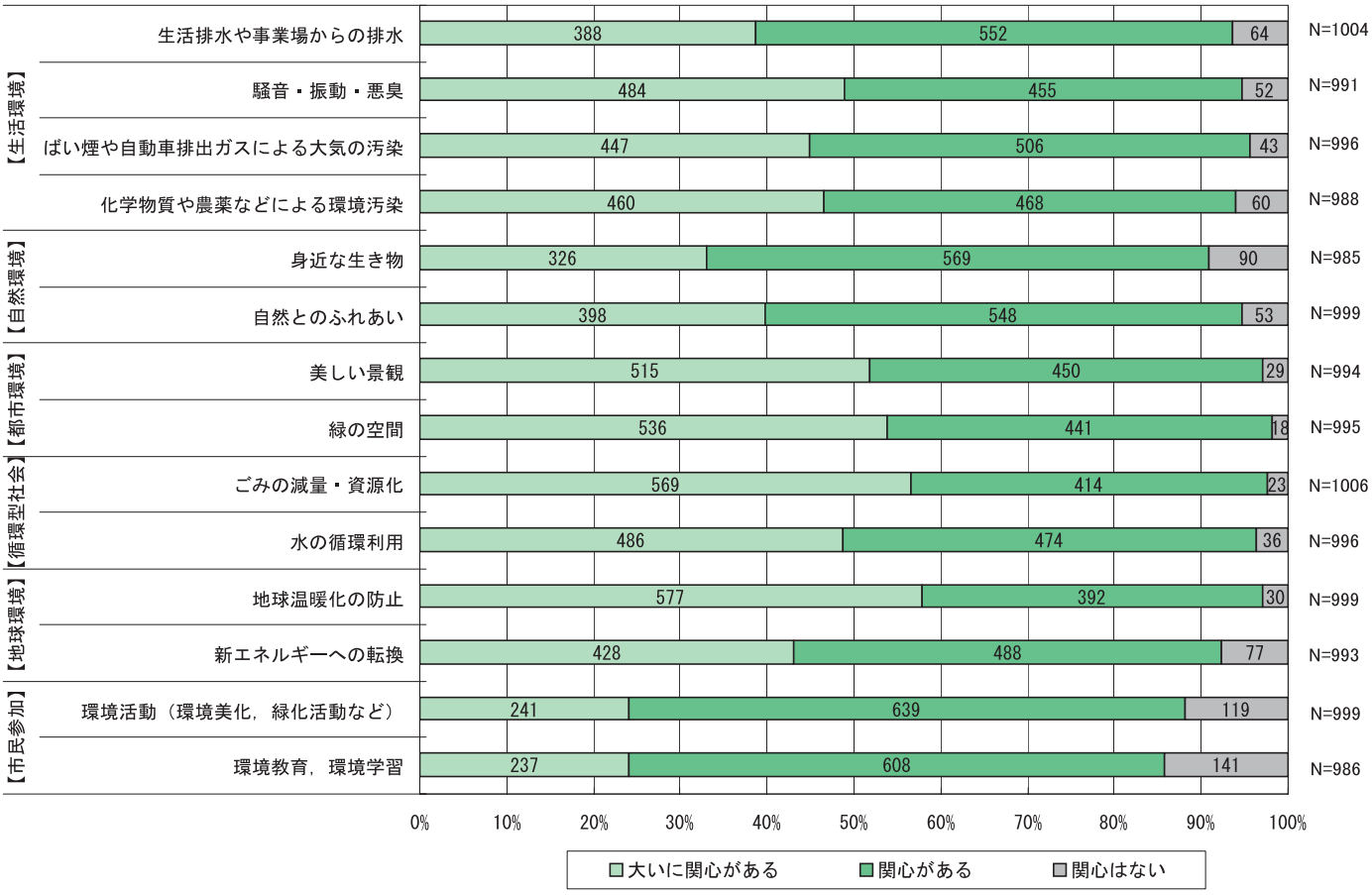

２－２　環境の現状

身の回りの川や池の水の現状に関する認識は，「どちらかというと汚れている」が最も多く 45.0%，次いで「かなり汚れている」42.8%，「どちらかというときれい」8.2%となっています。

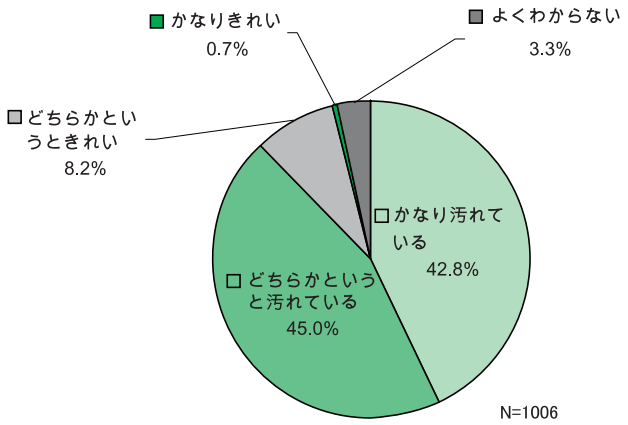

身の回りの森や田んぼなどの緑に関する認識は，ここ 10 年くらいで「かなり少なくなっている」が最も多く 51.5%，次いで，「すこし少なくなっている」36.7%，「変わらない」6.7%となっています。

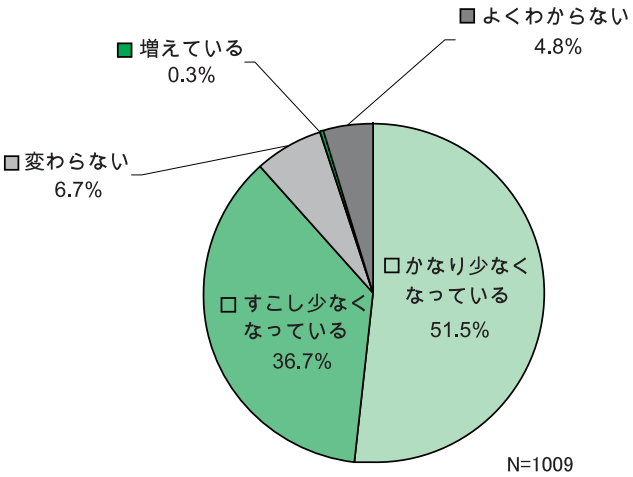

身の回りの虫や魚などの身近な生き物に関する認識は，ここ 10 年くらいで「かなり少なくなっている」が最も多く 43.9%，次いで「すこし少なくなっている」31.4%となっています。

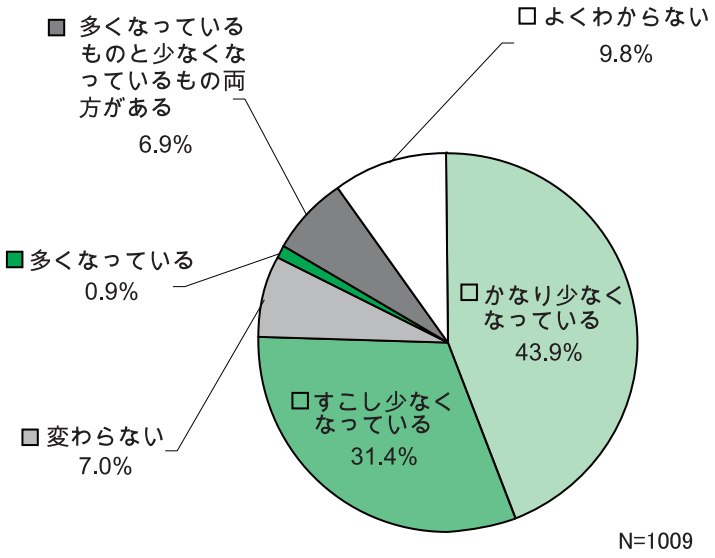

２－３　残したい環境の素材

将来の世代に残したいと思う環境の素材は，「森や山」が最も多く，次いで「海や海岸」，「川やため池」，「古い街並みや建物，史跡等」となっています。

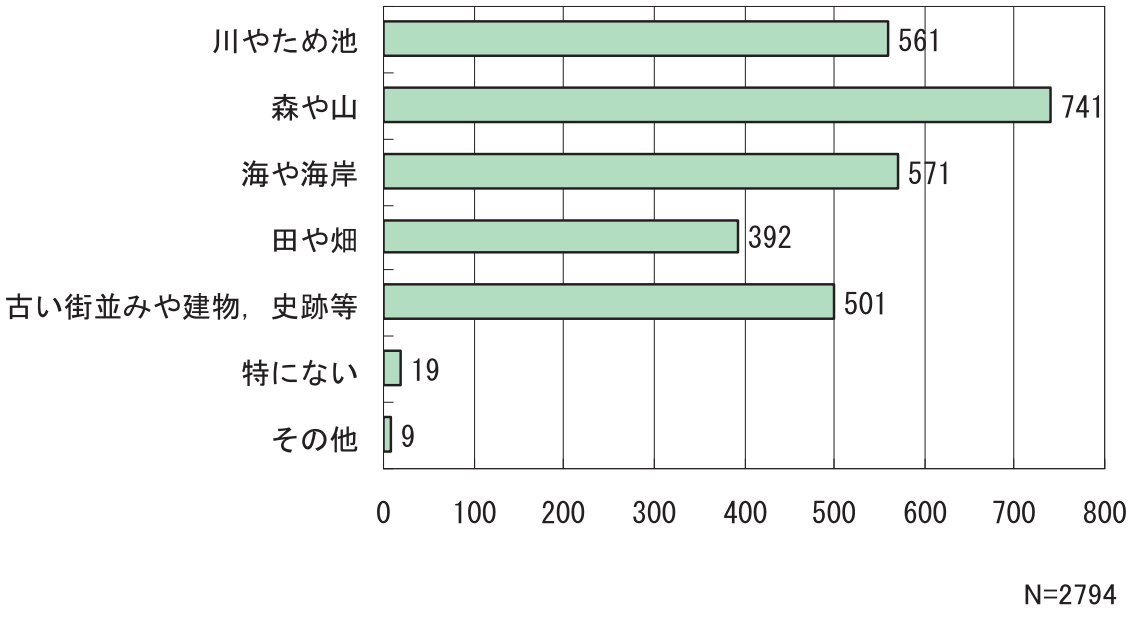

２－４　今後のまちづくり

今後のまちづくりに関する考えは，「緑や生き物など自然豊かなまち」が最も多く，次いで，「山や海，田園や街並みなどの風景の美しいまち」，「ごみの少ないきれいなまち」となっています。

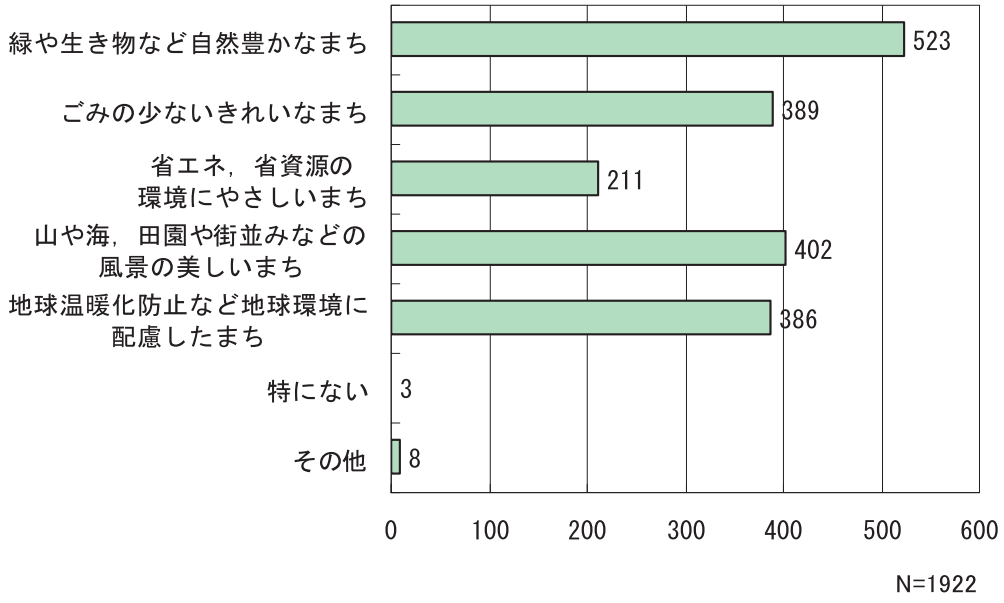

２－５　環境保全活動に関する情報

環境保全活動に必要なものとして，「環境問題と生活の関わりや身近な工夫についての情報」が最も多く，次いで「環境問題の現状や対策についての情報」，「一緒に協力して活動できる仲間や団体の情報」となっています。

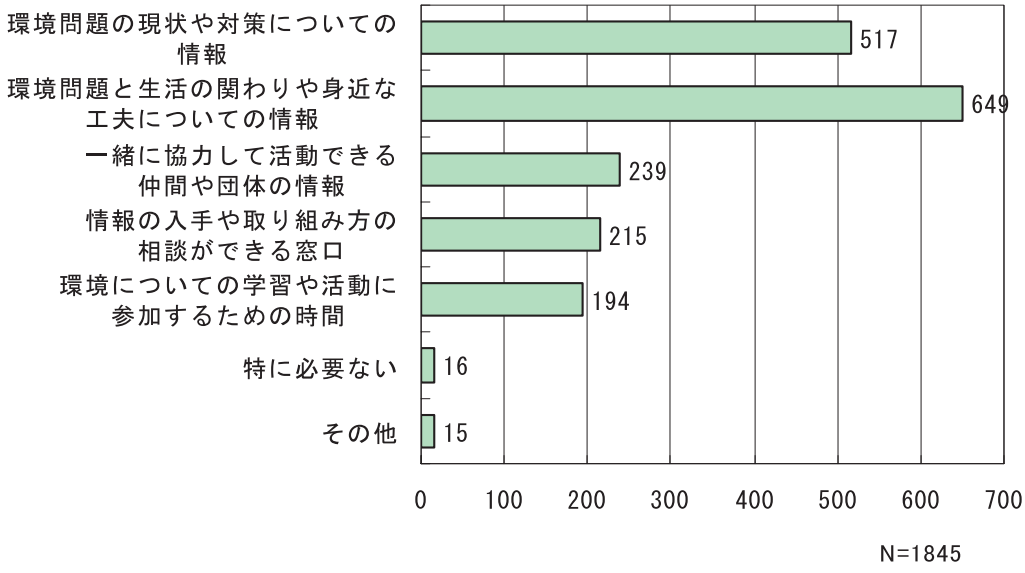

環境に関する情報や知識の入手先として，「テレビ，ラジオ，新聞」が最も多く，次いで「広報たかまつ」となっています。

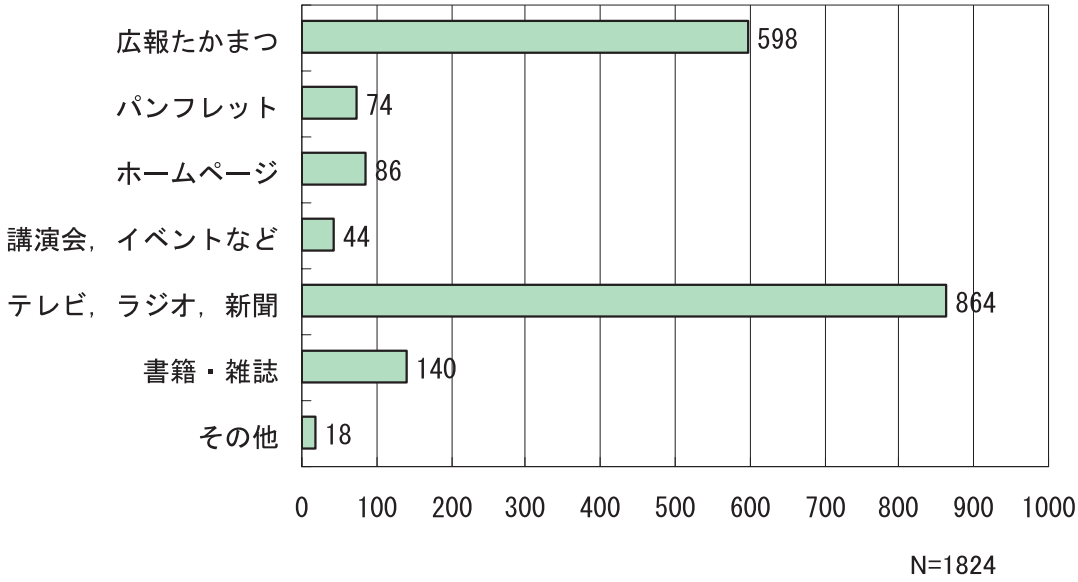

２－６　環境保全に関する取組

家庭での環境保全に関する取組状況として，「いつも実施している」，「ほぼ実施」と回答した割合が最も高い取組項目は，「ごみは，きちんと分別して出す」となっています。次いで，「生ごみを出すときは，水を切って出す」となっており，ごみの処理に関する取組の実施率が高いという結果になっています。

一方，「全く実施していない」と回答した割合が高い取組項目は，「フリーマーケットなどを通じて不用品の交換を行う」，「買い物袋（マイバッグ）を持ち歩き，レジ袋はもらわないようにする」となっています。

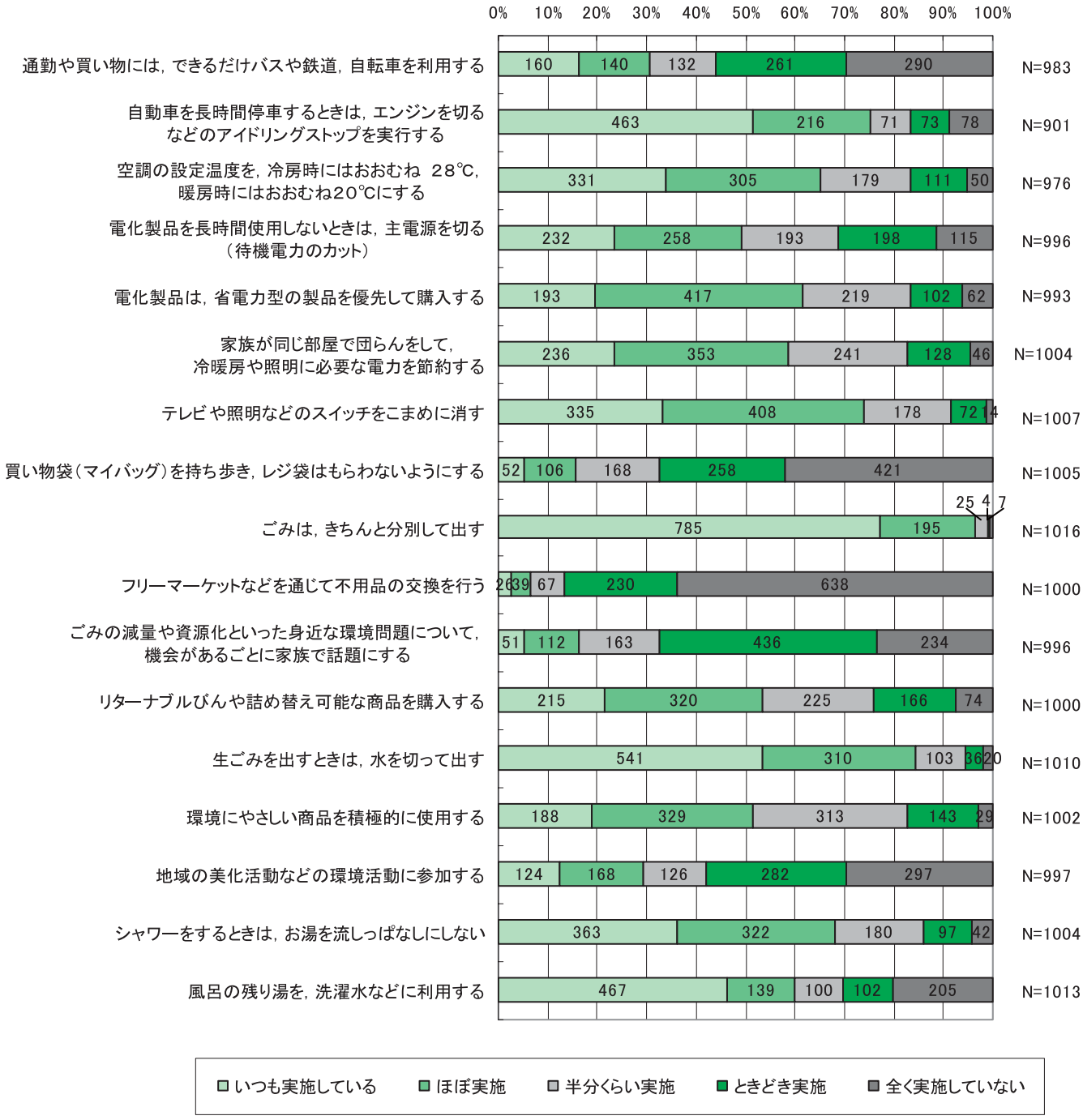
0%
10%
20%
30%
40%
50%
60%
70%
80%
90%
100%
通勤や買い物には，できるだけバスや鉄道，自転車を利用する
160
140
132
261
290
N=983
自動車を長時間停車するときは，エンジンを切る
などのアイドリングストップを実行する
463
216
71
73
78
N=901
空調の設定温度を，冷房時にはおおむね 28℃，
暖房時にはおおむね20℃にする
331
305
179
111
50
N=976
電化製品を長時間使用しないときは，主電源を切る
（待機電力のカット）
232
258
193
198
115
N=996
電化製品は，省電力型の製品を優先して購入する
193
417
219
102
62
N=993
家族が同じ部屋で団らんをして，
冷暖房や照明に必要な電力を節約する
236
353
241
128
46
N=1004
テレビや照明などのスイッチをこまめに消す
335
408
178
72
14
N=1007
買い物袋（マイバッグ）を持ち歩き，レジ袋はもらわないようにする
52
106
168
258
421
N=1005
ごみは，きちんと分別して出す
25
4
7
785
195
N=1016
フリーマーケットなどを通じて不用品の交換を行う
26
39
67
230
638
N=1000
ごみの減量や資源化といった身近な環境問題について，
機会があるごとに家族で話題にする
51
112
163
436
234
N=996
リターナブルびんや詰め替え可能な商品を購入する
215
320
225
166
74
N=1000
生ごみを出すときは，水を切って出す
541
310
103
36
20
N=1010
環境にやさしい商品を積極的に使用する
188
329
313
143
29
N=1002
地域の美化活動などの環境活動に参加する
124
168
126
282
297
N=997
シャワーをするときは，お湯を流しっぱなしにしない
363
322
180
97
42
N=1004
風呂の残り湯を，洗濯水などに利用する
467
139
100
102
205
N=1013
いつも実施している
ほぼ実施
半分くらい実施
ときどき実施
全く実施していない

２－７　今後の市の取組について

今後，「環境」を良くするための市の取組については，「ごみの投げ捨てや不法投棄の防止対策」が最も多く，次いで「ごみの減量や資源化などのごみ対策」，「大気汚染や騒音・振動，悪臭の規制」となっています。

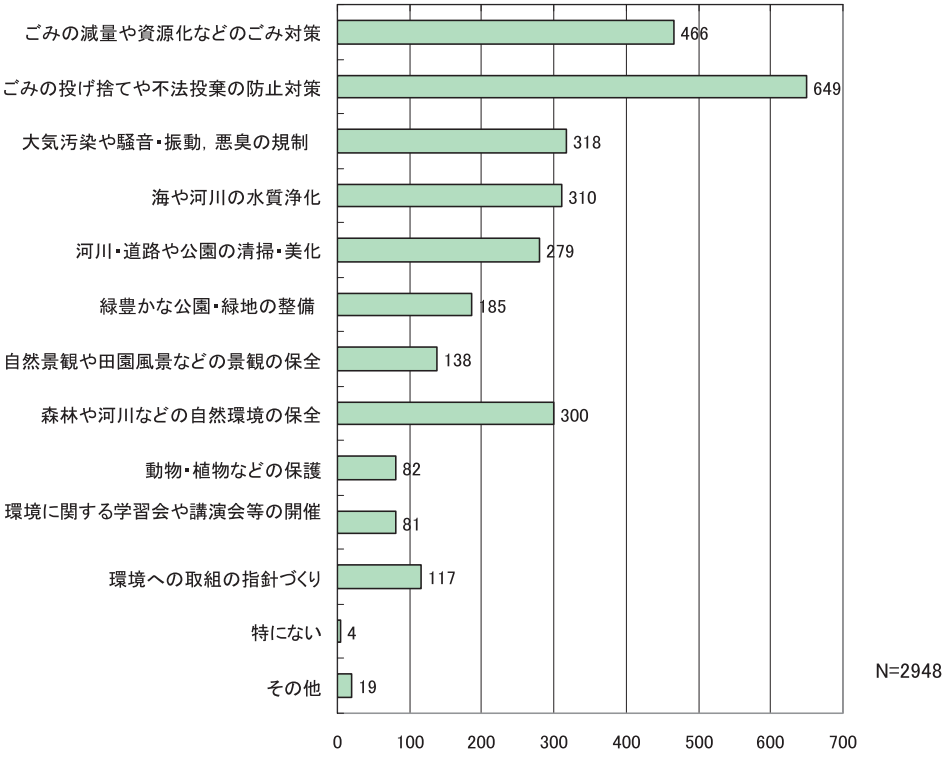

「ごみの減量や資源化などのごみ対策」については，「もっと推進すべきである」が最も多く 75.9%，次いで「今のままでよい」16.3%，「よくわからない」6.9%となっています。

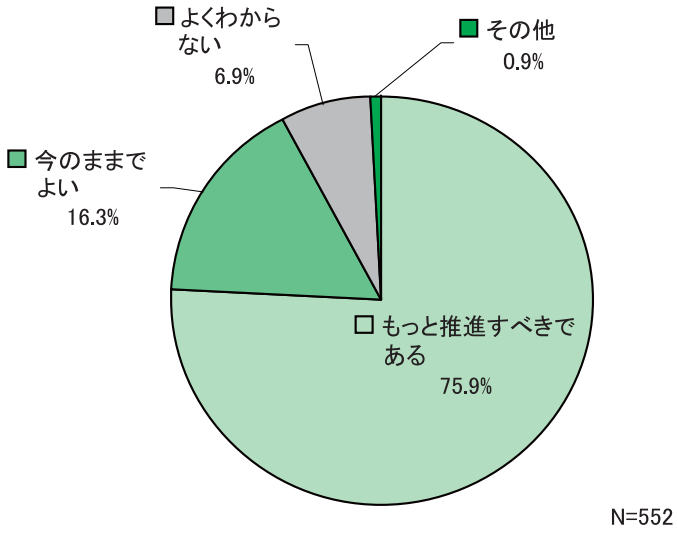

２－８　地球温暖化問題について

地球温暖化防止対策に関する考えは，「多少不便になっても，地球温暖化防止のために積極的に対策を行うべきだ」が最も多く 53.1%，次いで「どちらかというと，地球温暖化防止対策を優先したほうがよい」41.2%となっています。

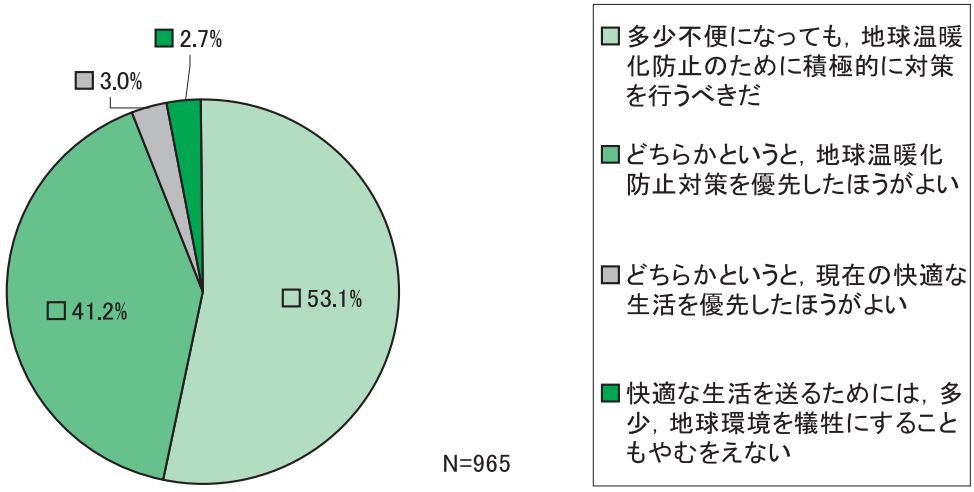

地球温暖化防止対策のために，行政へ期待することは，「地球温暖化防止に関する情報提供」が最も多く，次いで「自然エネルギー，新エネルギーへの取組」，「学校や地域での環境教育の充実」となっています。

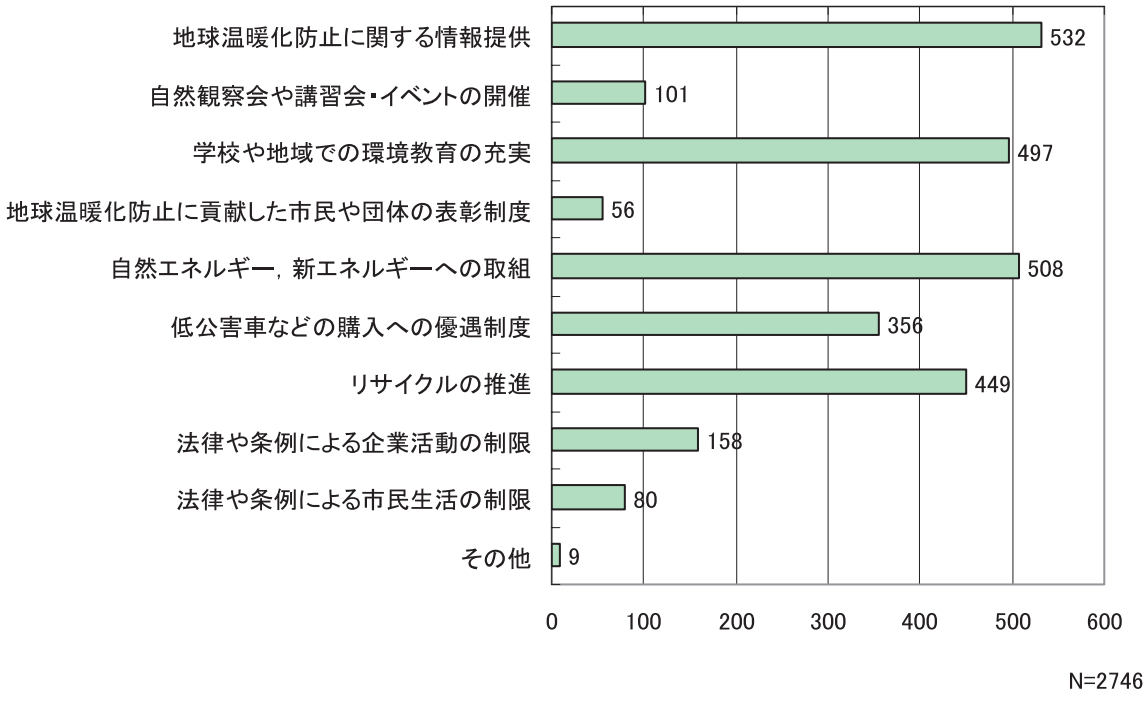

家庭で主に利用する交通手段は，全ての用途において「自家用車」が最も多く，特に「近郊へレジャー」については７割以上が「自家用車」を利用するとなっています。

「通勤・通学」，「買い物」，「近郊へレジャー」については，「公共交通機関」の利用が１割程度にとどまっています。一方，「旅行」については，「公共交通機関」が約５割と大きな割合を占めています。

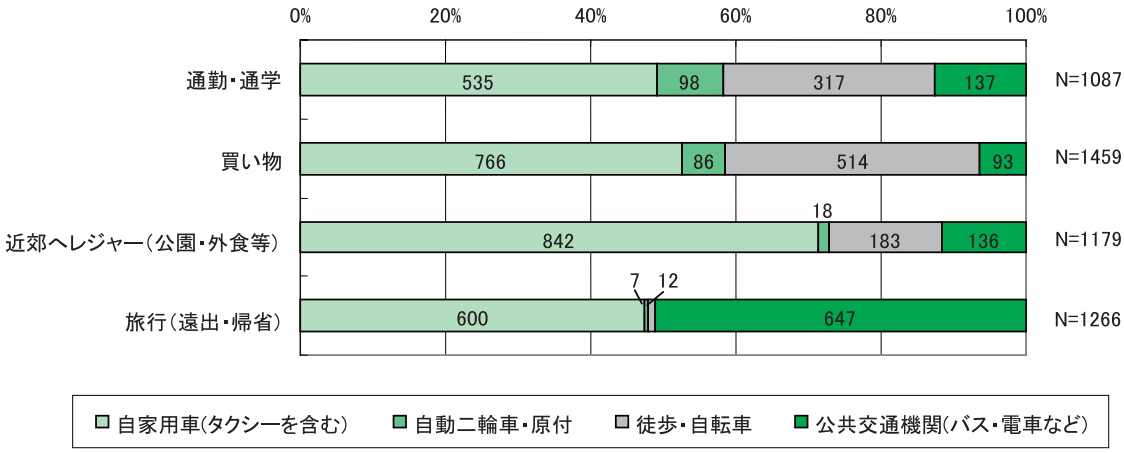

省エネ設備などの導入状況として，「既に導入している」と回答した割合が最も高かったのは，「省エネ型エアコン」41.5%でした。「価格が少し高くても導入したい」と回答した割合が最も高かったのは，「省エネ型冷蔵庫」17.2%でした。「価格が従来品と同程度であれば今後導入したい」設備としては，「低公害車」43.1%，「省エネ型冷蔵庫」35.5%があげられました。

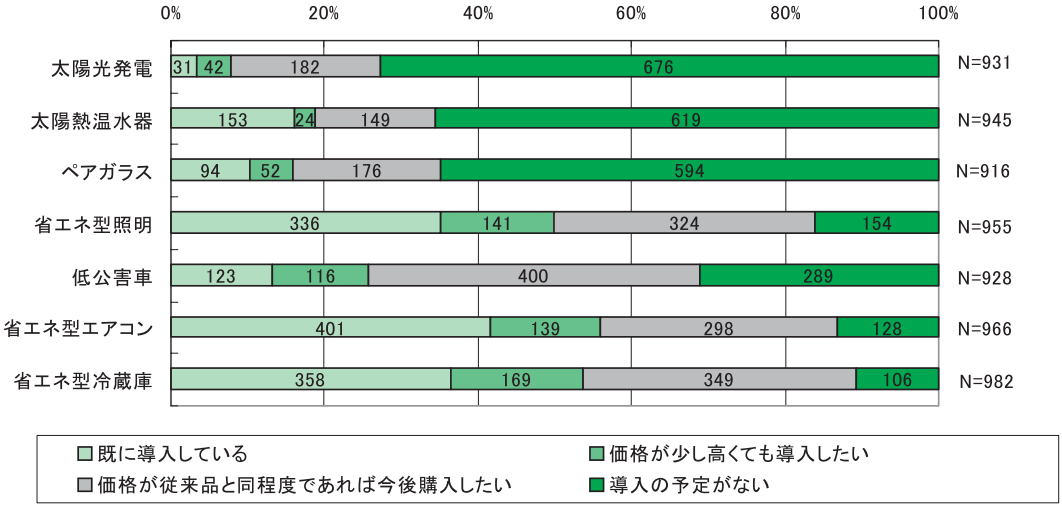

事業所アンケート

3　回答者の属性

3－1　業種

回答事業所の業種は，卸売・小売・飲食業が最も多く 25.6%，次いで製造業 24.5%となっています。

業種	事業所数	割合(%)
農林水産業	3	1.1%
鉱業	0	0.0%
建設業	42	15.4%
製造業	67	24.5%
電気･ガス･水道業	10	3.7%
運輸･通信業	17	6.2%
金融･保険業	13	4.8%
不動産業	3	1.1%
卸売･小売･飲食業	70	25.6%
サービス業	36	13.2%
その他	12	4.4%
合計	273	100.0%

3－2　従業員数（高松市内の事業所に勤務する方のみ）

回答事業所の従業員数は，「10 人～29 人」が最も多く 25.1%，次いで「10 人未満」22.2%，「100～299 人」19.3%となっています。

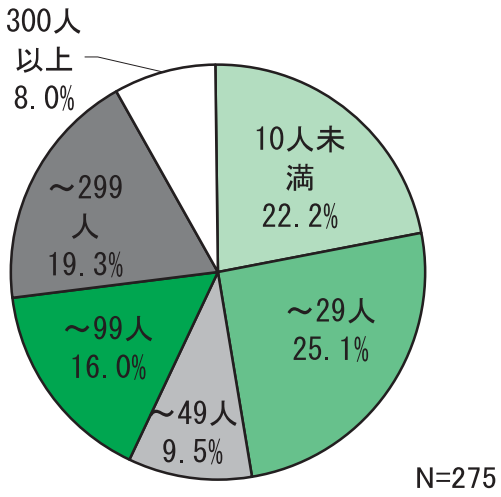

4　設問別回答結果

4－1　環境問題に関する取組

事業所の環境問題への取組状況は，全ての項目について約７割以上が「いつも実施している」，「ほぼ実施している」，「半分くらい実施している」と回答しています。

特に，自動車の利用に関する取組の実施率が高くなっています。

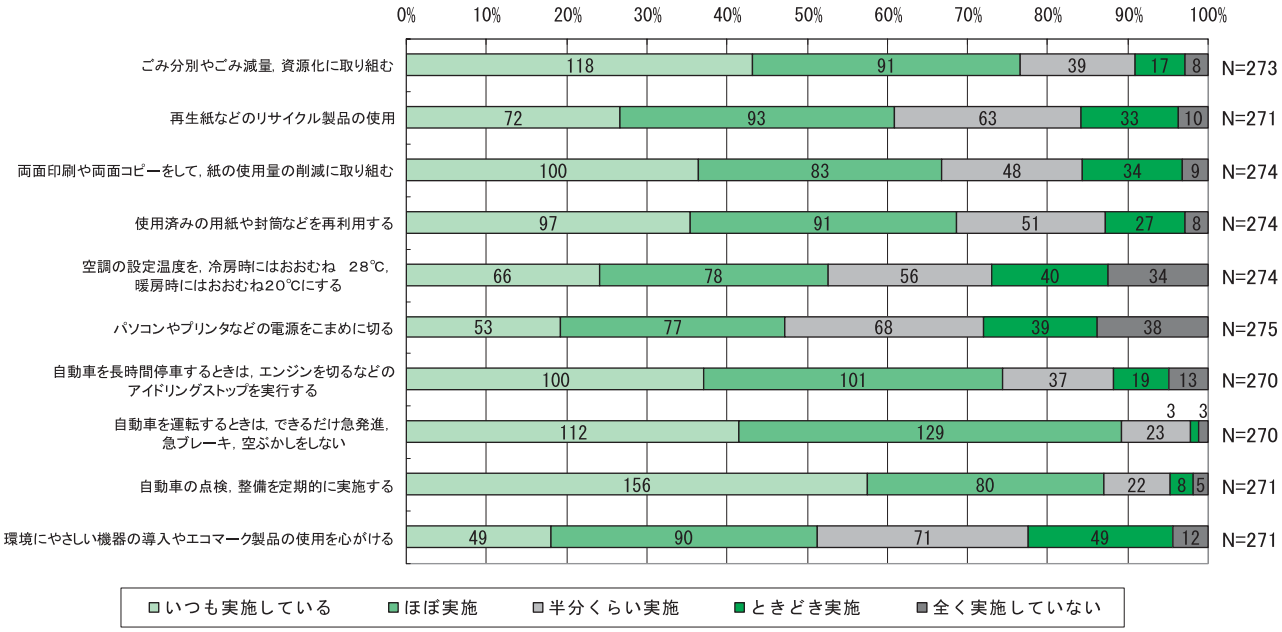

事業所の環境問題への取組状況として，「既に実施している」と回答した割合は，「備品の修繕に努め，長期使用を心がける」が最も多く約８割となっています。次いで，「事業所の敷地内や周辺を緑化する」，「蛇口付近にシールを貼るなどして，節水を呼びかける」となっています。

また，「環境ボランティア休暇制度を設ける」，「環境問題についての市民活動の後援などを行う」については，「既に実施している」と回答した割合が他の項目と比較して低くなっており，「実施の予定はない」と回答した割合が高くなっています。

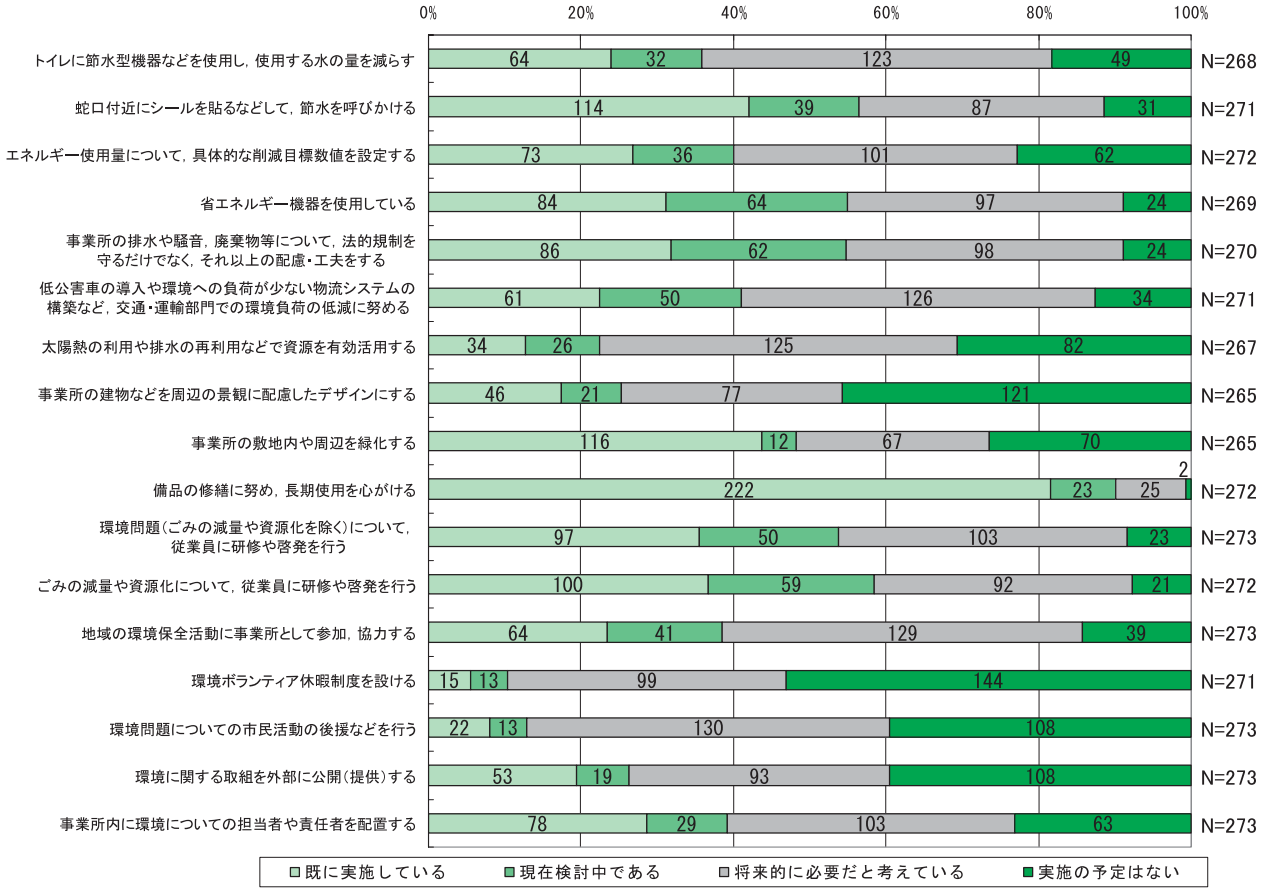

事業所が環境問題に取り組む理由は，「企業の社会的責任だから」が最も多く，次いで「環境問題の重要性を感じているから」，「省エネルギーや資源のリサイクルは，結果的にコスト削減につながるから」となっています。

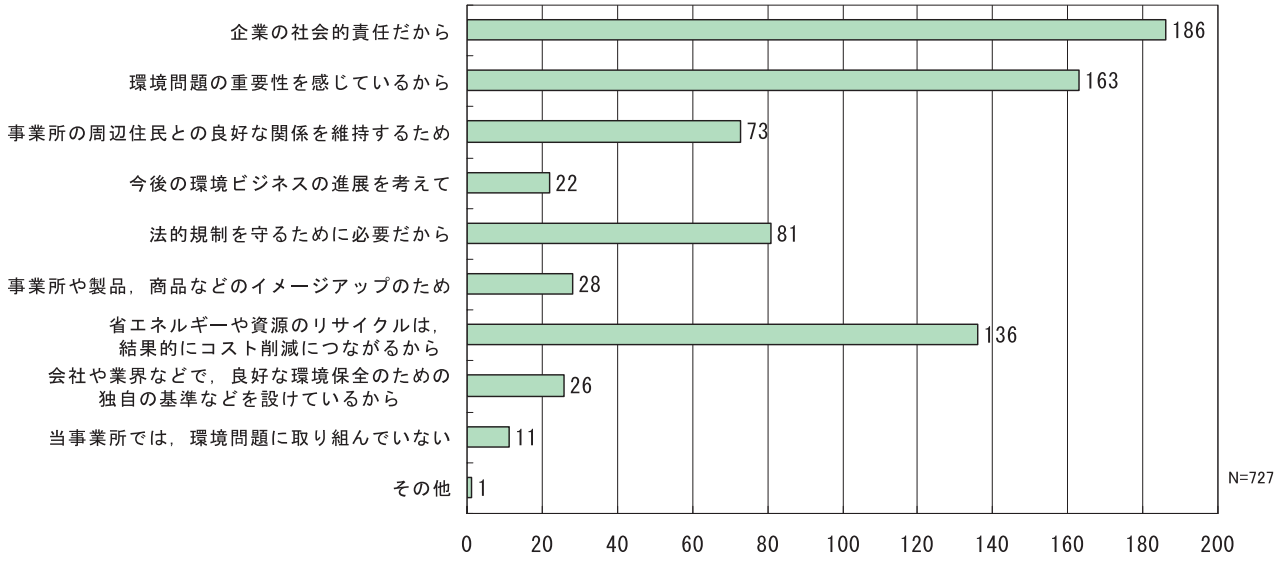

事業所が環境問題への取組を進める上での問題点は，「取組に手間や時間がかかる」が最も多く，次いで「ノウハウの不足」，「資金の不足」，「環境問題の現状や対策に関する情報の不足」となっています。

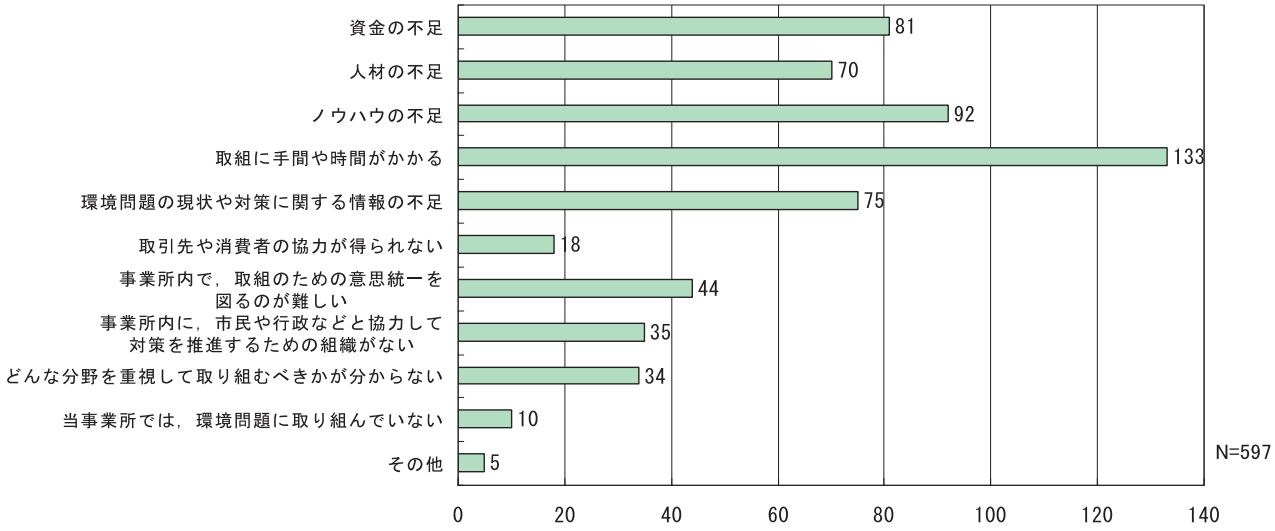

４－２　環境に関する制度への対応

事業所の環境に関する制度への対応状況は，「ＩＳＯの認証取得，ＥＭＳ（環境マネジメントシステム）構築ともに行う予定がない」が最も多く 33.7%，次いで「既にＩＳＯ１４００１を認証取得している」22.4%，「ＩＳＯ１４００１をいずれは認証取得したいと考えている」16.9%となっています。

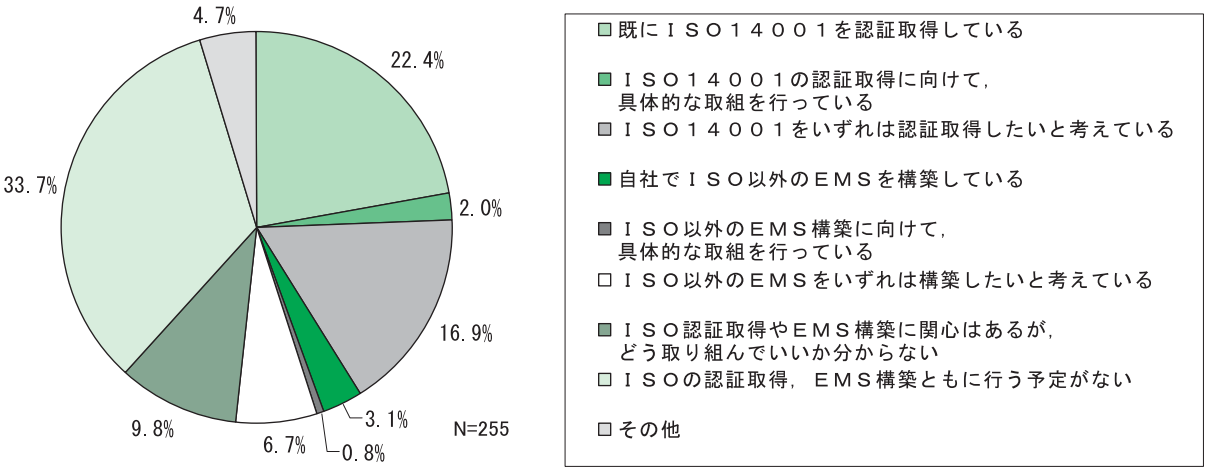

従業員規模別にみると，従業員数が多い事業所（300 人以上）では，「既にＩＳＯ１４００１を認証取得している」，「自社でＩＳＯ以外のＥＭＳを構築している」と回答した事業所が半数を超えており，ＩＳＯ１４００１認証取得やＥＭＳ構築への取組が進んでいることがうかがえます。

一方，従業員数が 10 人未満の事業所では，約半数の事業所が「ＩＳＯの認証取得，ＥＭＳ構築ともに行う予定がない」と回答しており，約１割程度の事業所が「ＩＳＯ認証取得やＥＭＳ構築に関心はあるが，どう取り組んでいいか分からない」と回答しています。

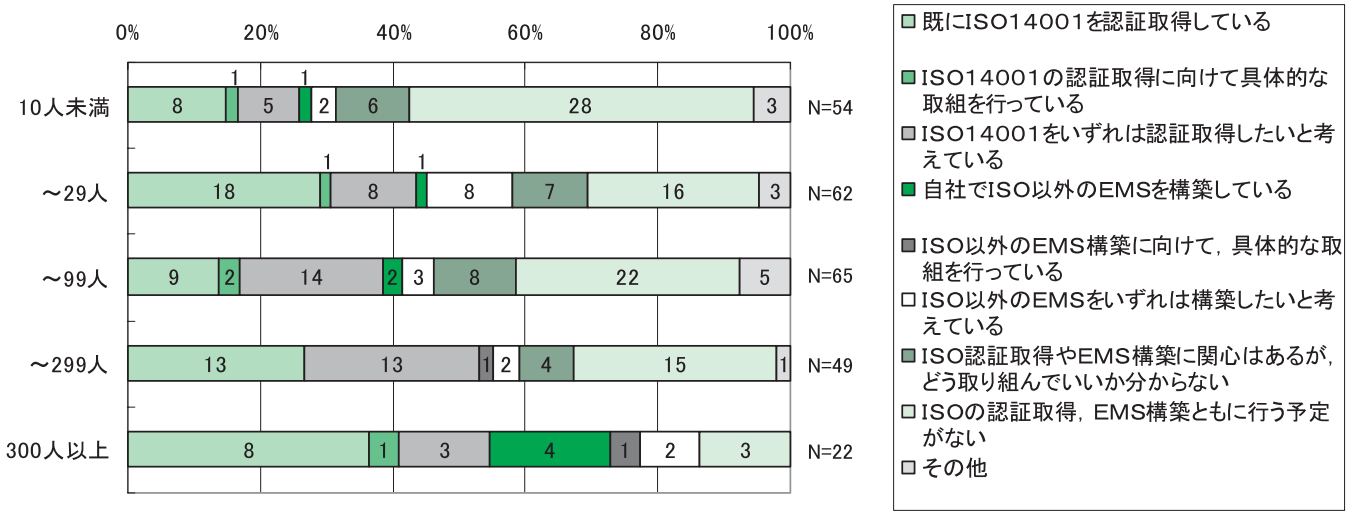

４－３　環境保全に関する情報

環境保全に関する情報は，「あまり得ているとは言えない」が 37.8%で最も多くなっています。次いで「ある程度得ている」33.3%となっています。

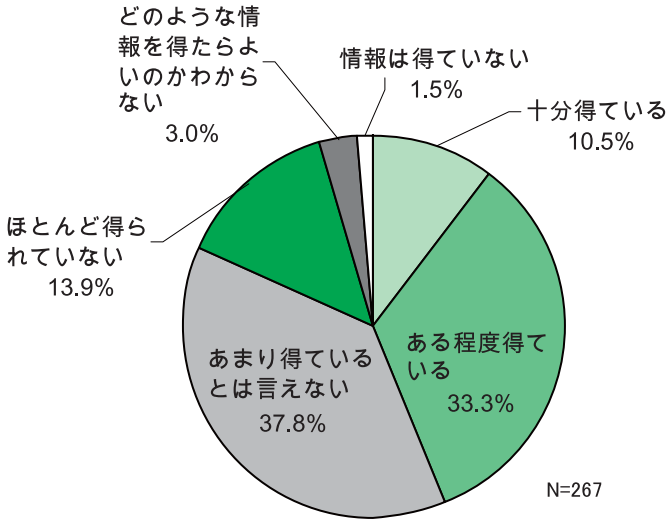

従業員規模別にみると，従業員数が多い事業所（300 人以上）の約８割以上は「十分得ている」，「ある程度得ている」と回答しています。

一方，従業員数が 300 人未満の事業所は，半数以上が「あまり得ているとは言えない」，「ほとんど得られていない」，「どのような情報を得たらよいのかわからない」，「情報は得ていない」と回答しています。

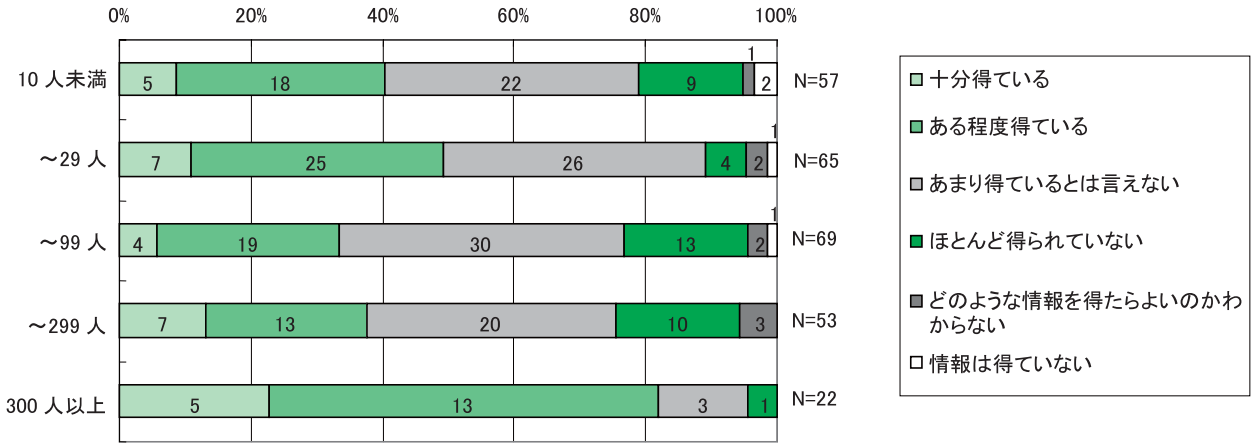

環境保全に関する情報で不足していると思われるものは，「環境問題の対処方法・解決方法についての情報」が最も多く，次いで「行政の支援に関する情報」，「環境問題の現状についての情報」となっています。

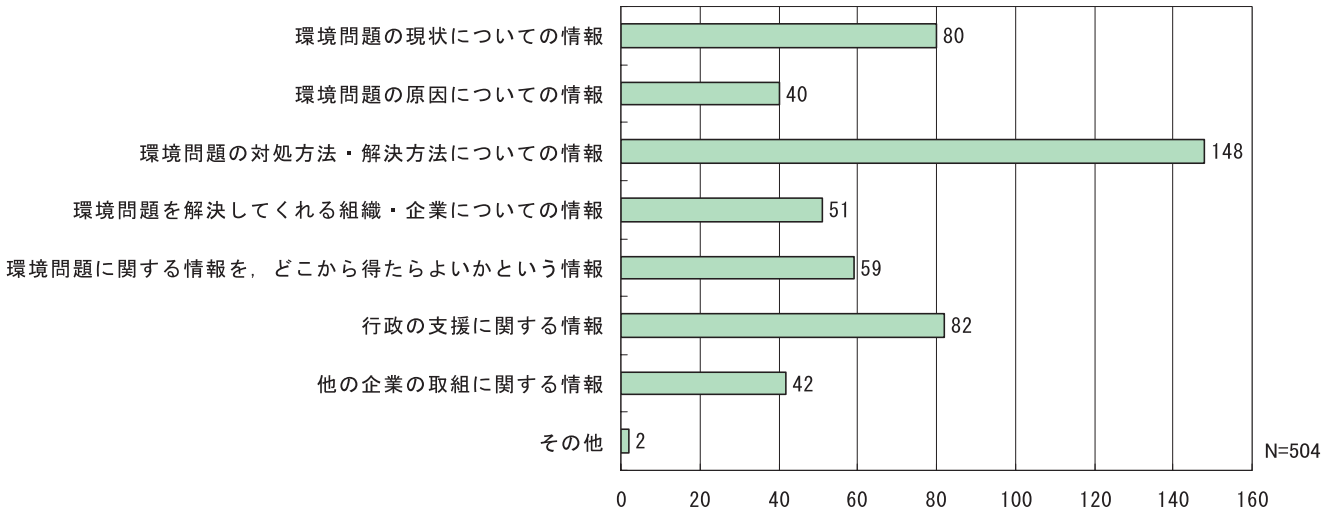

４－４　廃棄物等に関する取組

事業所が廃棄物の分別・減量，資源化等に取り組む際の問題点は，「費用がかかる」が最も多く，次いで「手間がかかる」となっています。

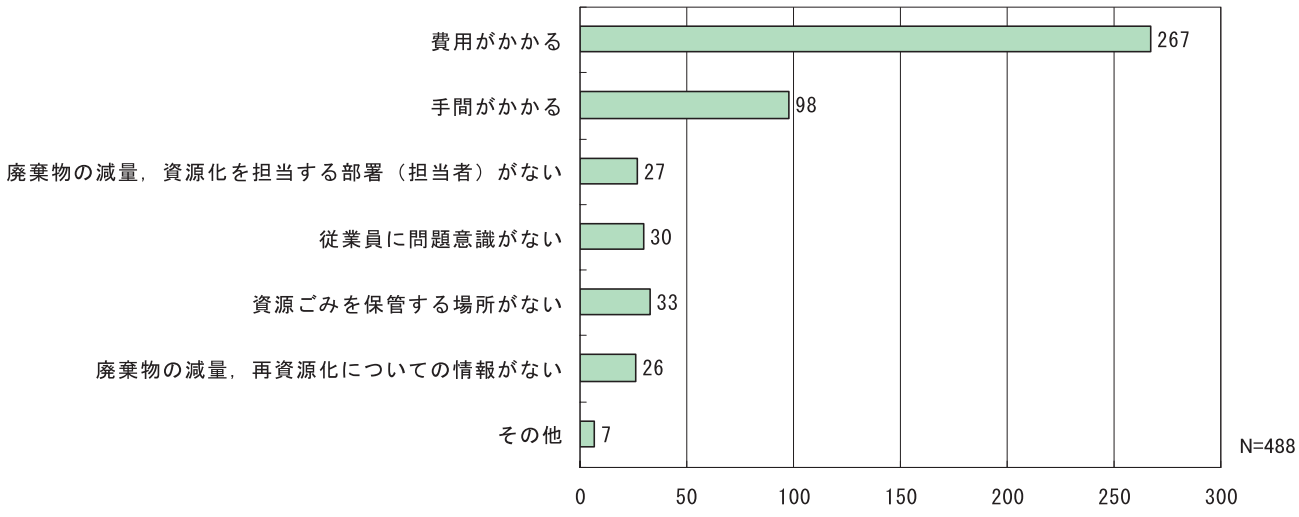

４－５　今後の市の取組について

今後の市の環境問題への取組については，「環境にやさしい具体的な行動の事例を，事業者に紹介する」が最も多く，次いで「環境問題へ取り組むための指針，ガイドラインを作成する」，「廃棄物の資源化などに関する情報提供の場や機会を設ける」となっています。

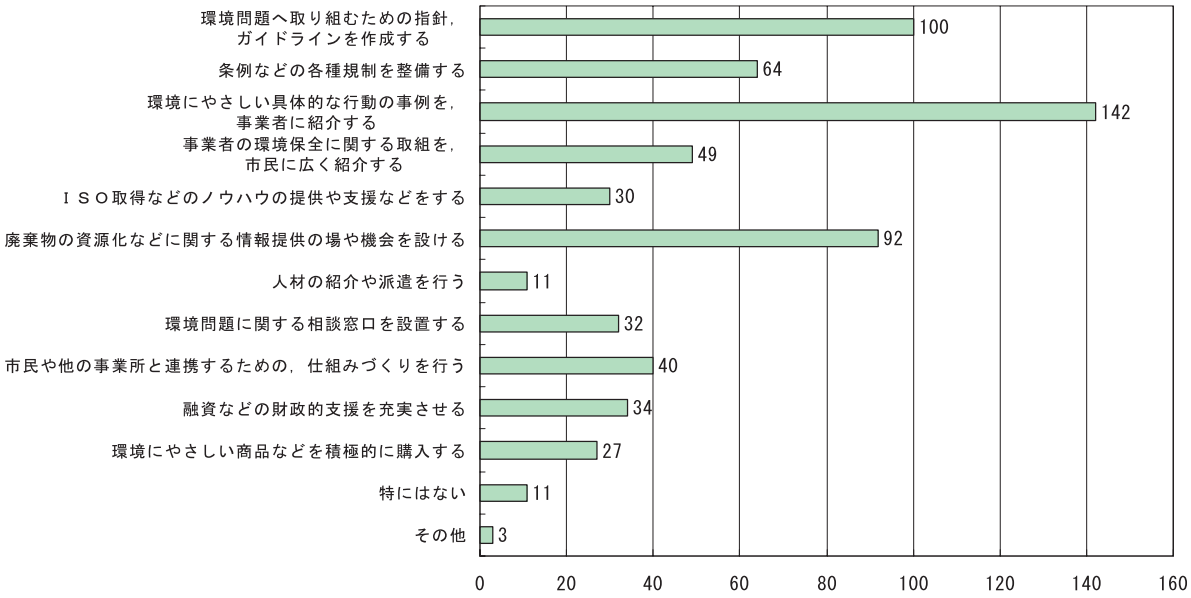

N=635

４－６　地球温暖化について

事業所の業態は「事務所」が最も多く，次いで「工場」となっています。

また，工場の業種内訳は「その他の製造業」が最も多く 59.0％を占めており，次いで，「パルプ・紙・紙加工品製造業」14.1％となっています。

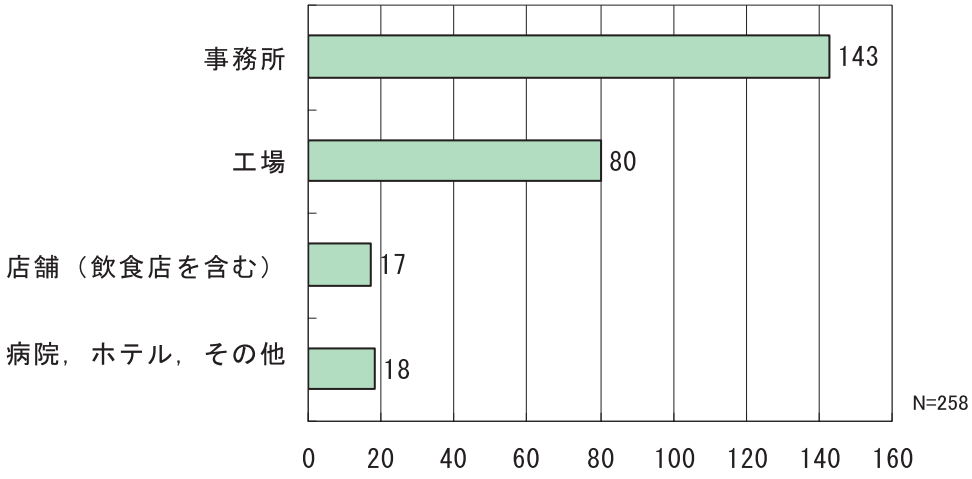

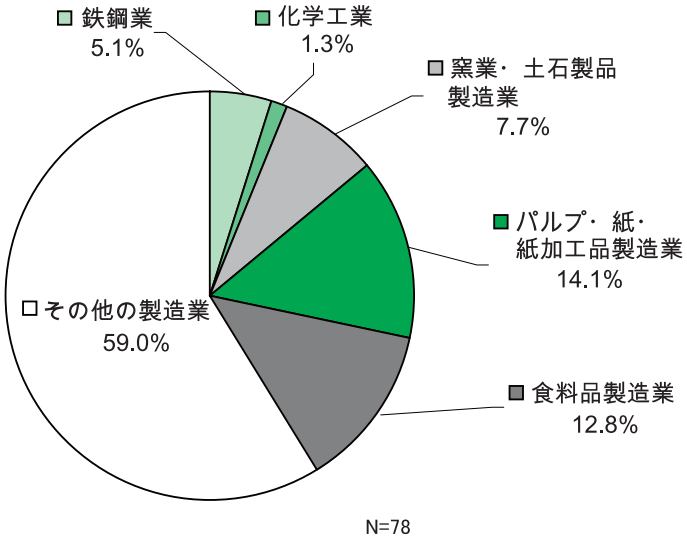

事業所の温室効果ガス排出量の削減目標や方針については，「今のところ，取り組む予定はない」が 58.2%で最も多くなっています。

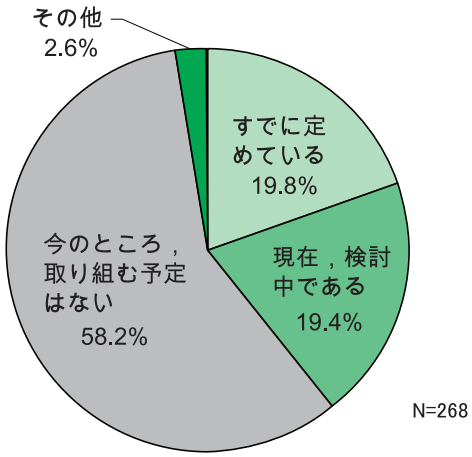

従業員規模別にみると，従業員数が多い事業所（300 人以上）は「すでに定めている」「現在，検討中である」と回答した事業所が約 7 割となっています。

一方，従業員数が 300 人未満の事業所は半数以上が「今のところ，取り組む予定はない」と回答しています。

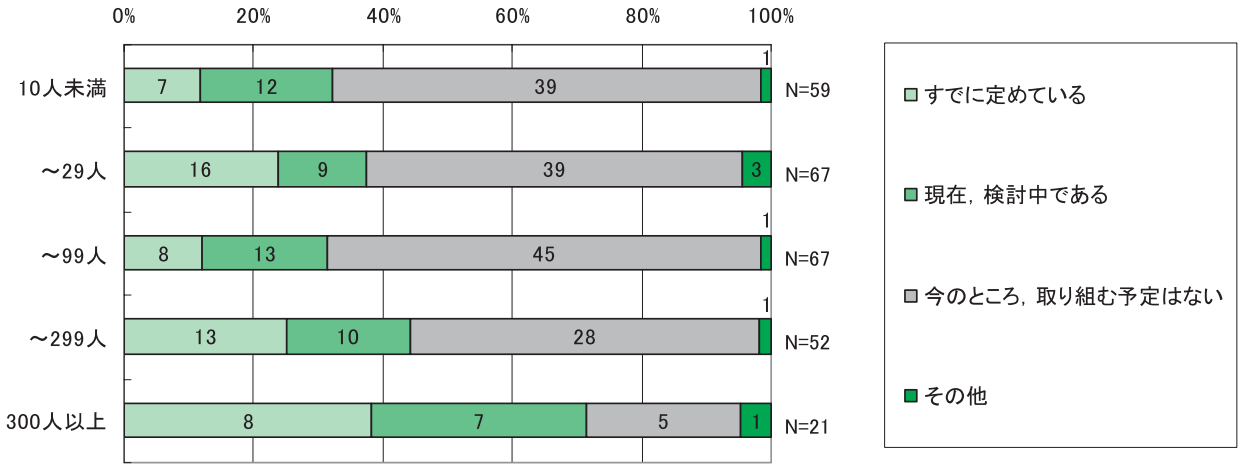
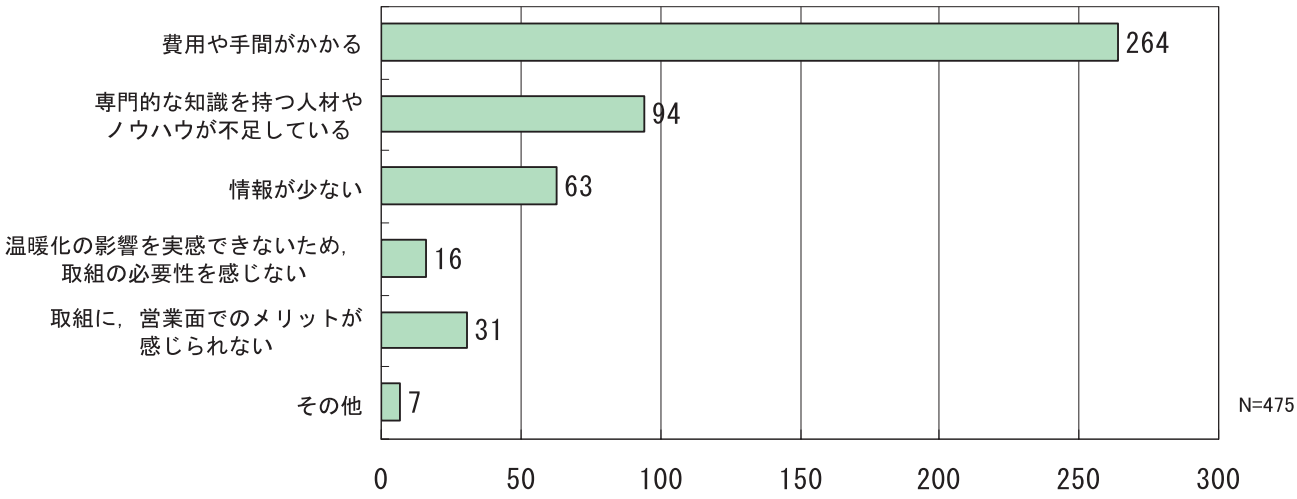
事業所が地球温暖化防止のための取組を実施するに当たっての問題点は,「費用や手間がかかる」が最も多く，次いで「専門的な知識を持つ人材やノウハウが不足している」,「情報が少ない」となっています。